

ひらばり中野法律事務所報酬基準  
改訂令和5年3月20日（第26版）

（目的）

第1条 この弁護士報酬基準（以下「本基準」といいます。）は、ひらばり中野法律事務所（以下「当事務所」といいます。）の弁護士中野俊彦（以下「弁護士」といいます。）が事件や業務（以下「事件等」といいます。）を受任するに当たり、受任の範囲とその費用を明確にすることによって、ご依頼者様（弁護士と委任契約を結ばれた方や、これから依頼をしようと考えている方を、以下「ご依頼者様」といいます。）と弁護士との間で認識を共有し、信頼関係を築くことを目的としています。

（個別契約による定め）

第2条 弁護士報酬は、ご依頼者様と弁護士との協議により事件等の受任の際に作成する委任契約書により、金額を明示するものとします。

なお、本基準による弁護士報酬についての定めは、特に複雑または簡易等、特殊な事情がある場合には、個別の委任契約により変更、修正することができるものとします。変更、修正をする場合には、その旨を契約書に明示するものとします。

（弁護士報酬の種類）

第3条 弁護士がご依頼者様に提供するサービスに対して発生する報酬（費用）には、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、時間制による報酬（以下「タイムチャージ」といいます。）、手数料、顧問料及び日当があります。

(1)法律相談料

ご依頼者様から法律相談をお受けした場合にお支払いいただく費用です。  
電話等によるご相談を含みます。

(2)書面による鑑定料

ご依頼者様に対して書面による法律上の判断や意見の表明を行った場合にお支払いいただく費用です。

「意見書」などの書面を作成してお渡しします。

(3)着手金

結果に成功、不成功がある事件等（交渉、調停、訴訟など）の処理のご依頼を弁護士が受ける場合に、契約時にお支払いいただく費用です。

結果の成功、不成功に関わらず、返金いたしません。

#### (4)報酬金

ご依頼を受けた事件等（以下「受任事件」といいます。）について成功の結果が得られた場合に、成功の程度に応じてお支払いいただく費用です。

全く成功の結果が得られなかった場合には発生しません。

また、着手金とは別に発生するもので、差引計算は行いません。

#### (5)タイムチャージ

受任事件を処理するために弁護士が実際に業務を行った時間に対してお支払いいただく費用です。

移動に要した時間はこれに含まず、日当として計算します。

#### (6)手数料

結果の成功、不成功に関わらず、書面の作成、点検、提出等を行う際にお支払いいただく費用です。

対象となる事件等は第7条(6)に記載しております。

#### (7)顧問料

契約によって定める内容の法律事務を継続的に行う場合にお支払いいただく費用です。

#### (8)日当

弁護士が、受任事件の処理のために事務所を離れる場合に、移動に要した時間に対してお支払いいただく費用です。

裁判所その他事務所外における委任事務処理自体にかかる時間を含みません。

名古屋市内の裁判所への移動時間は除きます。

#### (9)時間外加算

ご依頼者様のご希望により当事務所の営業時間外での作業や打合せ、移動等が発生した場合、通常法律相談料・タイムチャージ・日当に加算する費用です。

着手金・報酬金方式および手数料方式でご契約いただいた場合、時間外のお打合せ1回ごとに所定の費用をいただきます。

当事務所の営業時間は以下のとおりです。

平日 9:30～18:00（土日祝日、当事務所が事前に HP 等で告知する休日を除きます。）

なお、当事務所の都合により時間外の業務が必要になる場合にはこの費用は発生いたしません。

#### (実費等の負担)

第4条 受任事件の処理に必要な収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他実費は、ご依頼者様の負担とします。

これは弁護士報酬とは別のものです。

2 ご依頼者様と協議のうえ、あらかじめ実費等をお預かりすることがあります。

(交通機関の利用)

第5条 弁護士が受任事件の処理のために事務所を離れる場合に利用する交通機関の等級については、ご依頼者様と協議のうえ、所要時間にかかる日当と運賃を勘案して決めます。

ただし、これは必ず最も低い金額の手段を選ぶという意味ではありません。

(消費税に相当する額)

第6条 本報酬基準に定める弁護士報酬は、消費税10%を含む金額です。

消費税率は請求日の税率を適用します。

(弁護士報酬の計算方法)

第7条 弁護士報酬の計算方法は、以下のとおりです。

経済的利益については【別紙1】をご参照ください。

(1)法律相談料

10分ごとに1815円

相談時間外に書類の検討等が必要な場合は、事前に見込み時間をお伝えしてご承諾を得た上で、必要とした時間に応じた法律相談料相当額をご請求いたします。

(2)書面による鑑定料

11万円(定型的なもので枚数が5枚程度までのもの)～33万円(複雑で枚数が5枚を超える程度のもの)の範囲内で定めます。

(3)着手金

【別紙1】をご参照ください。

(4)報酬金

【別紙1】をご参照ください。

(5)タイムチャージ

1時間あたりの金額(単価)は以下のとおりです。

①一般民事事件、家事事件(離婚、夫婦関係円満調整以外)

経済的利益が300万円以下の場合は2万3100円

経済的利益が 300 万円を超え 3000 万円以下の場合は 2 万 6400 円

経済的利益が 3000 万円を超え 3 億円以下の場合は 2 万 9700 円

経済的利益が 3 億円を超える場合は 3 万 3000 円

②離婚、夫婦関係円満調整

2 万 6400 円

③刑事事件（少年事件を含む）

起訴前 3 万 3000 円

起訴後 2 万 9700 円

上限額等については【別紙 1】をご参照ください。

ただし、上限額の最低額は 33 万円とします。

原則としてご依頼者様 1 名との契約とさせていただきますが、①の事件のみ 2 名以上からのご依頼をお受けできる場合があります。

この場合、タイムチャージの単価を以下のとおりとします。

2 名の場合は 3 万 3000 円

3 名の場合は 3 万 6300 円

また、①～③の事件で相手方が 3 名以上の場合、2 名を超える相手方 1 名につき上記単価にその 20%を加算します。

(6)手数料

1 裁判上の手数料

①法定成年後見、保佐、補助開始の審判申立事件

22 万円以上 55 万円以下

②簡易な家事審判

（家事事件手続法第 39 条別表第 1 に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

11 万円以上 22 万円以下

③倒産整理事件の債権届出

5 万 5000 円以上 22 万円以下

2 裁判外の手数料

①相続関係調査（相続関係図作成、法定相続情報一覧図の交付等申請を含む）

戸籍等の書類の取り寄せが必要な場合

3 万 8500 円 + 書類取寄通数 × 3300 円（上限額 22 万円）

戸籍等の書類が全てお手元にある場合

5 万 5000 円 + 書類通数 × 1100 円

相続関係調査において戸籍や住民票等身分関係に関する資料を取り寄せる場合、後記⑧資料取寄手数料ではなく、1 通につき 3300 円の手数料（実費除く）

をご請求いたします。

②法律関係調査（①を除く）

5万5000円以上22万円以下

③契約書類及びこれに準ずる書類の作成

定型

経済的利益の額が1000万円未満のものは11万円

経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のものは22万円

経済的利益の額が1億円以上のものは33万円以上

非定型

経済的利益の額が300万円以下の部分は11万円

300万円を超え3000万円以下の部分は1.1%

3000万円を超え3億円以下の部分は0.33%

3億円を超える部分は0.11%

公正証書にする場合は、定型、非定型を問わず上記手数料に3万3000円を加算します。

④内容証明郵便作成

3万3000円以上5万5000円以下

⑤遺言書作成

定型

11万円以上22万円以下

非定型

経済的利益の額が300万円以下の部分は22万円

300万円を超え3000万円以下の部分は1.1%

3000万円を超え3億円以下の部分は0.33%

3億円を超える部分は0.11%

公正証書にする場合は、定型、非定型を問わず上記手数料に3万3000円を加算します。

②～④について、ご依頼者様とのお打合せにより作成した案をご依頼者様のご要望により内容の変更を行う場合、金額や文章校正等の軽微な修正を除く修正案の作成は2回までとします。

3回目以降の作成は、作成に要した時間とお打合せ時間につき、相談料相当額をご請求いたします。

⑥遺言執行

経済的利益の額が300万円以下の部分は33万円

300万円を超え 3000万円以下の部分は 2.2%

3000万円を超え 3億円以下の部分は 1.1%

3億円を超える部分は 0.55%

遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬をお支払いいただきます。

⑦簡易な自賠責請求

(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易損害賠償請求)

給付金額が 120万円以下の部分は 11万円

給付金額が 120万円以上の部分は 2.2%

自賠責保険への被害者請求の時効更新手続の手数料は 3万 3000円

⑧戸籍謄本、登記簿謄本等資料取寄手数料

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、住民票、戸籍附票、登記簿謄本、閉鎖登記簿謄本等の資料の取寄せについては、謄本代及び郵送料等の実費以外に、役場 1か所につき 1回の取寄手続を行うごとに 2200円の資料取寄手数料をいただきます。(前記①相続関係調査を除く)

前記⑦自賠責保険への被害者請求をご自身で行われる場合の自賠責保険会社からの必要書類の取り寄せも 2200円で行います。

⑧コピー作成手数料

ご相談の際または受任事件の処理に関し、当事務所においてコピーを作成する場合、コピー1面につき、白黒の場合は 33円、カラーの場合は 55円のコピー作成手数料をいただきます(印刷実費相当分を含みます。両面コピーの場合には、表面、裏面それぞれに料金がかかります)。

ただし、ご相談あるいは打合せの際にご依頼者様が持参した資料のコピーを作成する場合は、1回につき 10枚までは無料とし、10枚を超える分につきましては、上記のコピー作成手数料をいただきます。

(7)顧問料

事業者：月額 5万 5000円以上

非事業者：月額 5000円以上

(8)日当

10分あたり 1980円

(9)時間外加算

法律相談料・タイムチャージ・日当：

営業日時間外は通常のコピー作成手数料(税込)の 20%

土日祝日は通常のコピー作成手数料(税込)の 50%

着手金・報酬金・手数料：営業日時間外は打合せ 1 回ごとに 2200 円  
土日祝日は打合せ 1 回ごとに 7700 円

(弁護士報酬のお支払い時期およびお支払い方法)

第 8 条 弁護士報酬をお支払いいただく時期は次のとおりです。

(1)法律相談料

対面：相談終了時

非対面：相談開始前までに着金が確認できること

(2)着手金：委任契約書作成日から 1 週間以内

(3)報酬金：事件等の処理後請求日から 2 週間以内

(4)タイムチャージ：

起訴前の刑事事件

毎週月曜に前週分をご請求、請求日から 2 週間以内

起訴前の刑事事件以外の事件

(起訴後の刑事事件、一般民事事件、家事事件等)

毎月 10 日に前月分をご請求、原則請求月の 25 日まで

(5)その他の弁護士報酬は個別に定め、委任契約書に記載します。

第 9 条 弁護士報酬のお支払い方法は以下のとおりです。

(1)現金

(2)銀行口座振込

(3)クレジットカード（相談料、タイムチャージのみ）

(4)電子マネー、QR コード決済（相談料、タイムチャージのみ）

（楽天ペイ、PayPay、交通系カードなどがご利用いただけます。詳しくはお尋ね下さい。）

2 自動車保険等の弁護士費用特約もご利用いただけます。

当事務所の請求額が保険会社から全額お支払いいただけない場合、差額はご依頼者様のご負担とします。

(複数の弁護士が関与する場合)

第 10 条 受任事件の処理について、弁護士の側の事由により他の弁護士が関与することとなった場合には、追加の弁護士報酬はいただきません。

2 受任事件の処理について、ご依頼者様のご意向で他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分についてはご依頼者様が負担

することとします。

(中途終了による清算)

第 11 条 ご依頼者様による弁護士への解任、弁護士からの辞任、または契約時と事情が変わってしまったことなどによる委任事務の継続不能により、委任契約に基づく事件等の処理が途中で終了したときは、ご依頼者様と弁護士が協議の上、終了の理由及び委任事務処理の程度を考慮し、お支払い済みの着手金等の返還の要否及び返還する場合の金額、または報酬金、未請求の時間制報酬等の請求の可否及び請求する場合の金額を決めるものとします。

(事件処理の中止等)

第 12 条 ご依頼者様が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手しないこと、またはその処理を中止することができます。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかにご依頼者様にその旨を通知いたします。

(弁護士報酬の相殺)

第 13 条 ご依頼者様が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、ご依頼者様に対する金銭債務と相殺すること、または事件等に関して保管中の書類その他のものをご依頼者様に引き渡さないでおくことができます。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかにご依頼者様にその旨を通知いたします。

(通知)

第 14 条 弁護士がご依頼者様に対して通知をする場合、契約に特に定めのない限り、ご依頼者様が弁護士に届けた住所に発すれば足りるものとします。

(ご依頼者様との協議)

第 15 条 この報酬規準規定に定めのない事項については、廃止前の「日本弁護士連合会報酬等基準」を参考にして、ご依頼者様と弁護士とが協議して決めることとします。

以上